

2024.6.8

京都脱原発原告団第12回総会
ハートピア京都

原発をめぐる裁判の現状 と今後の展望

滋賀弁護士会 井戸謙一

プロローグ もう一度あのときを思い出そう


2011年3月11日～福島原発事故

福島民報 2011年3月13日

福島第一原発で爆発

放射性物質拡散か

東日本大震災 燃料一部溶融



第一原発
浪江町 双葉町

宮城

県内死者

県内の被害状況	
死者	217人
不明	307人
負傷	219人
避難	2,413人

福島市死者1人
浪江町死者13人
双葉町死者2人
東根町避難者106人

大震災で特別紙面

福島民報 2011年3月16日

高濃度放射能漏れ

屋内退避30キロに拡大

福島第一 2号機損傷、4号機爆発

東日本大震災



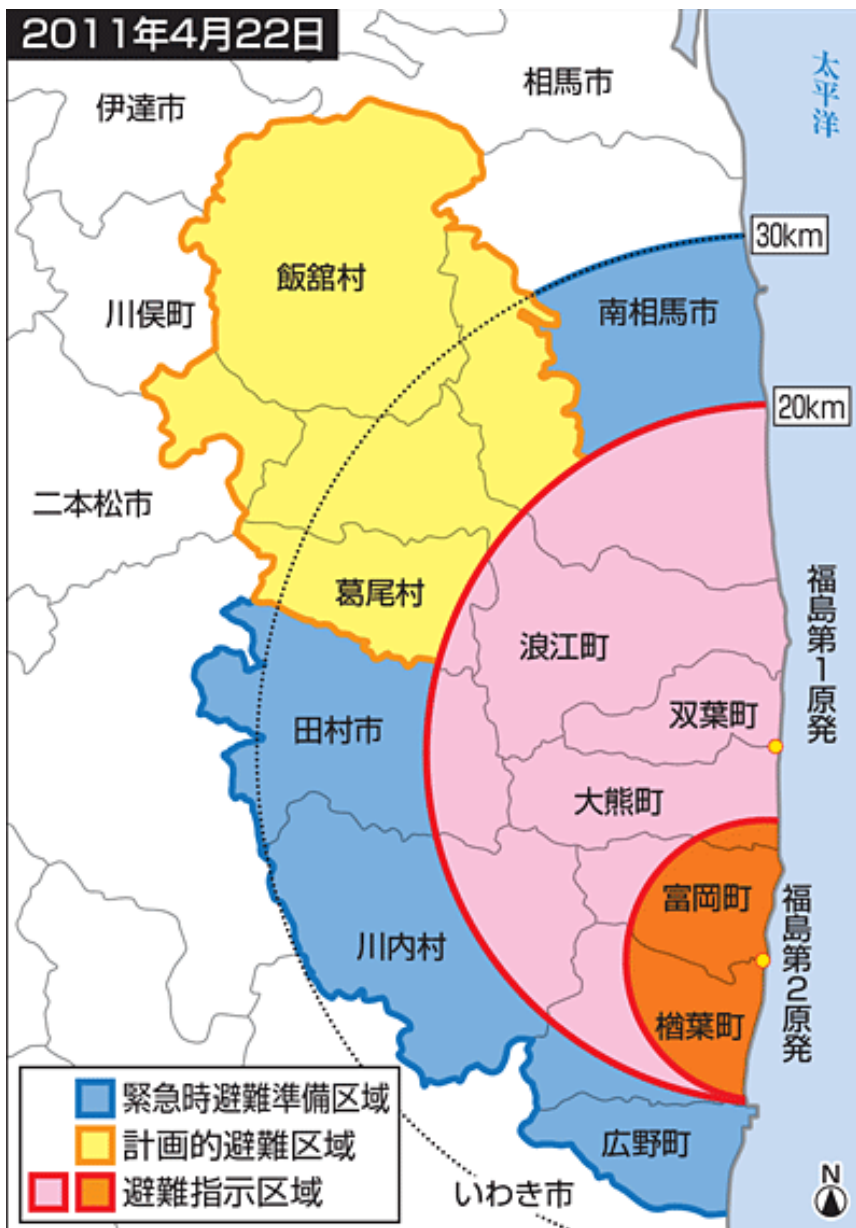
燃料集合体の損傷

- 1号機70%
- 2号機33%

県内死者

全国死者

福島からも、北関東からも、首都圏からも多くの人が避難した。



予想されていた被害の規模
はこんなものではなかった

福島原発不測事態 シナリオの素描

原子力委員会委員長 近藤駿介
【2011.3.25】

170km圏

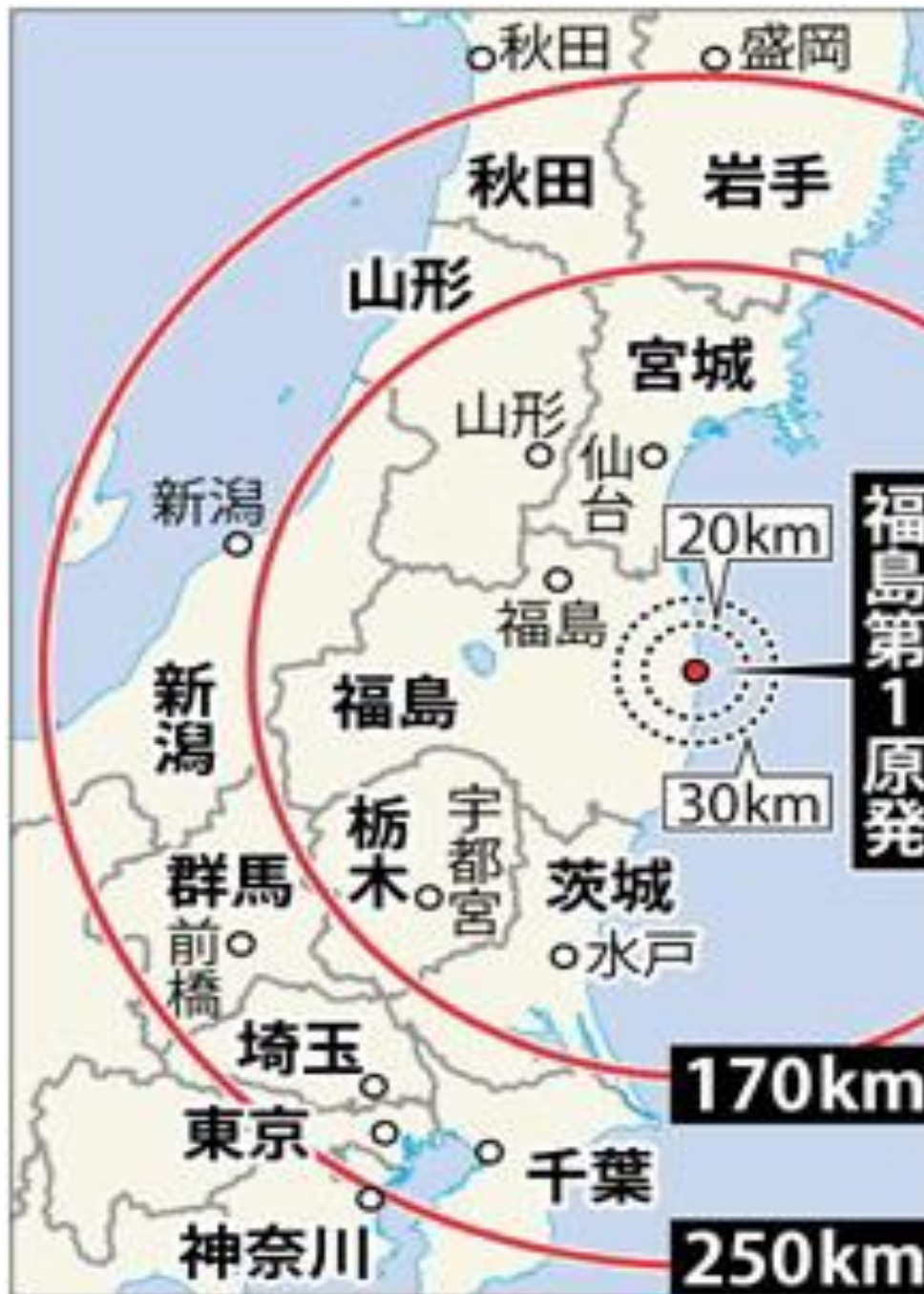
148万 bq/m^2

人口約1000万人

250km圏

55万5千 bq/m^2

人口約3500万人



平成28.2.20中日新聞朝刊

平田オリザ氏起案の首相談話

- 「ことここに至っては、政府の力だけ、自治体の力だけでは、皆様(みなさま)の生活をすべてお守りすることができません」
- 「西日本に向かう列車などに、妊娠中、乳幼児を連れた方を優先して乗車させていただきたい」
- 「どうか、国民一人ひとりが、冷静に行動し、いたわり合い、支え合う精神で、どうかこの難局を共に乗り切っていただきたい」

第1 日本原発の現状

日本の原発の現状

	1	2	3	4	5	6	7
泊	Yellow	Yellow	Yellow				
東通(東北電力)	Yellow						
女川	Black	Orange	Grey				
福島第一	Black	Black	Black	Black	Black	Black	
福島第二	Black	Black	Black	Black			
東海第二	Orange						
常陽	Orange						
柏崎刈羽	Grey	Grey	Grey	Grey	Grey	Orange	Orange
志賀	Grey	Yellow					
浜岡	Black	Black	Yellow	Yellow	Grey		
敦賀	Black	Yellow					
もんじゅ	Black						
美浜	Black	Black	Red				
大飯	Black	Black	Red	Red			
高浜	Red	Red	Red	Red			
島根	Black	Orange					
伊方	Black	Black	Red				
玄海	Black	Black	Red	Red			
川内	Red	Red					
(建設中・計画中)				Red			
東通(東電)				Orange			
大間				Yellow			
島根3号				Grey			
上関				Black			
敦賀3、4号							
川内3号							
				Red	運転	12機	
				Orange	合格(未 運転)	6機	
				Yellow	審査中	8機(2機)	
				Grey	申請未了	8機	
				Black	廃炉	24機	
					合計	58機(2機)	

注目点

- 今後の審査の焦点は、志賀2号、敦賀2号、浜岡、泊、新設の東通、大間、島根3号
 - 申請すらできていない原発は、事実上断念していると思われる。
 - 上関も事実上断念(中間貯蔵施設に転換)か？
 - 今後の問題は、リプレイス、新設(美浜の敦賀3, 4号、川内3号、島根3号、美浜のリプレイス)
- 【最新の泊3号の運転開始が2009年 継続が必要】
- 高レベル放射性廃棄物処分場問題の帰趨

番号	原発	裁判所	被告	提訴類型	備考
1	泊	札幌高裁	北海道電力	民事差止訴訟	一審勝訴
2	大間	札幌高裁	電源開発・国	民事差止・国賠	一審敗訴
3	大間	東京地裁	電源開発・国	行訴差止・民事差止	原告が函館市
4	六ヶ所(高レベル)	青森地裁	国	事業許可取消	
5	六ヶ所(再処理工場)	青森地裁	国	事業許可取消	
6	六ヶ所(再処理工場)	青森地裁	国	設置変更許可取消	
7	六ヶ所(再処理工場)	東京地裁	日本原燃	運転差止め	原告は宗教者
8	東海第二	東京高裁	日本原電・国	設置許可無効確認、運転差止	一審勝訴
9	柏崎刈羽	新潟地裁	東京電力	運転差止め	
10	志賀	金沢地裁	北陸電力	運転差止め	
11	志賀	富山地裁	北陸電力代表取締役	運転差止め	原告は株主
12	高浜1、2	名古屋地裁	国	延長認可差止	
13	美浜3	名古屋地裁	国	延長認可差止	
14	大飯・高浜・美浜	大津地裁	関西電力	運転差止め	
15	大飯3、4	大阪高裁	国	設置変更許可取消し	一審勝訴
16	大飯1~4	京都地裁	国・関西電力	運転停止・国賠	
17	美浜3	高裁金沢	関西電力	仮処分即時抗告	一審敗訴
18	高浜1,2	高裁金沢	関西電力	仮処分即時抗告	一審敗訴
19	浜岡	東京高裁	中部電力	運転差止め	一審敗訴
20	浜岡	静岡地裁	中部電力	廃炉要求	
21	浜岡	浜松支部	中部電力	永久停止請求	
22	島根1、2	高裁松江支部	中国電力	運転差止め	
23	島根3	松江地裁	中国電力	設置許可無効確認等	
24	伊方1~3	松山地裁	四国電力	運転差止め	
25	伊方1~3	広島地裁	四国電力	運転差止め	
26	伊方2、3	福岡高裁	四国電力	運転差止め	一審敗訴
27	伊方3	岩国支部	四国電力	運転差止め	
28	玄海2-4	福岡高裁	九州電力	運転差止め	一審敗訴
29	玄海3.4	福岡高裁	九州電力	運転停止命令義務付け	一審敗訴
30	玄海2-4	佐賀地裁	九州電力・国	国賠・操業禁止	
31	川内1.2	鹿児島地裁	九州電力・国	国賠・操業禁止	
32	川内1.2	福岡高裁	国	設置変更許可取消し(控訴)	一審敗訴

現在の原発差止請求訴訟
(民事本訴21件、行訴9件、仮処分2件)

老朽原発の現状 (運転開始後40 年超) (2023.2月現在)

40年延長運転認可を得たのは
4機のみ

うち3機は関西電力

東海第二は傷がついている。

無傷は、関西電力の3機のみ

順位	原発サイト	号機	事業者	運転開始	年数 (2023.2月現在)	現状
1	敦賀	1	日本原電	1970.03	52.11	廃炉
2	美浜	1	関西電力	1970.11	52.03	廃炉
3	福島第一	1	東京電力	1971.03	51.11	廃炉
4	美浜	2	関西電力	1972.07	50.07	廃炉
5	島根	1	中国電力	1974.03	48.11	廃炉
6	福島第一	2	東京電力	1974.07	48.07	廃炉
7	高浜	1	関西電力	1974.11	48.03	許可
8	玄海	1	九州電力	1975.01	48.01	廃炉
9	高浜	2	関西電力	1975.11	47.03	許可
10	福島第一	3	東京電力	1976.03	46.11	廃炉
11	浜岡	1	中部電力	1976.03	46.11	
12	美浜	3	関西電力	1976.12	46.02	運転
13	伊方	1	四国電力	1977.09	45.05	廃炉
14	福島第一	5	東京電力	1978.04	44.10	廃炉
15	福島第一	4	東京電力	1978.10	44.04	廃炉
16	東海第2	2	日本原電	1978.11	44.03	許可(差止判決)
17	浜岡	2	中部電力	1978.11	44.03	廃炉
18	大飯	1	関西電力	1979.03	43.11	廃炉
19	福島第一	6	東京電力	1979.10	43.04	廃炉
20	大飯	2	関西電力	1979.12	43.02	廃炉
21	玄海	2	九州電力	1981.03	41.11	廃炉
22	伊方	2	四国電力	1982.03	40.11	廃炉
23	福島第二	1	東京電力	1982.04	40.10	廃炉

老朽原発予備 軍の状況

川内1.2延長運転認可
(2023.11月)

高浜3.4延長運転認可
(2024.5.29)

24	福島第二	2	東京電力	1984.2	39.00	廃炉
25	女川	1	東北電力	1984.6	38.08	廃炉
26	川内	1	九州電力	1984.7	38.07	運転
27	高浜	3	関西電力	1985.1	38.01	運転
28	高浜	4	関西電力	1985.6	37.08	運転
29	福島第2	3	東京電力	1985.6	37.08	廃炉
30	柏崎刈羽	1	東京電力	1985.9	37.05	申請なし
31	川内	2	九州電力	1985.11	37.03	運転
32	福島第2	4		1987.8	35.06	廃炉
33	浜岡	3	中部電力	1987.8	35.06	審査中
34	島根	2	中国電力	1989.2	34.00	合格(未運転)
35	泊	1	北海道電力	1989.6	33.08	審査中
36	柏崎刈羽	5	東京電力	1990.4	32.1	申請なし
37	柏崎刈羽	2	東京電力	1990.9	32.05	申請なし
38	泊	2	北海道電力	1991.4	31.1	審査中
39	大飯	3	関西電力	1991.12	31.02	運転
40	大飯	4	関西電力	1993.2	30.00	運転

原発の推進戦略

原発安全神話

新規制基準に適合した原発は安全

原発必要神話

CO2削減、安定した電力供給、再エネは不安定

被ばく安全神話

福島原発事故による被ばく程度では健康被害はない。

**多数の原発
差止訴訟**

広範な世論で!!

多数の避難者訴訟
311子ども甲状腺がん裁判
子ども脱被ばく裁判
避難者追い出し訴訟
原発労働者訴訟
汚染水海洋放出差止訴訟等¹³

第2 原発安全神話に対する闘い

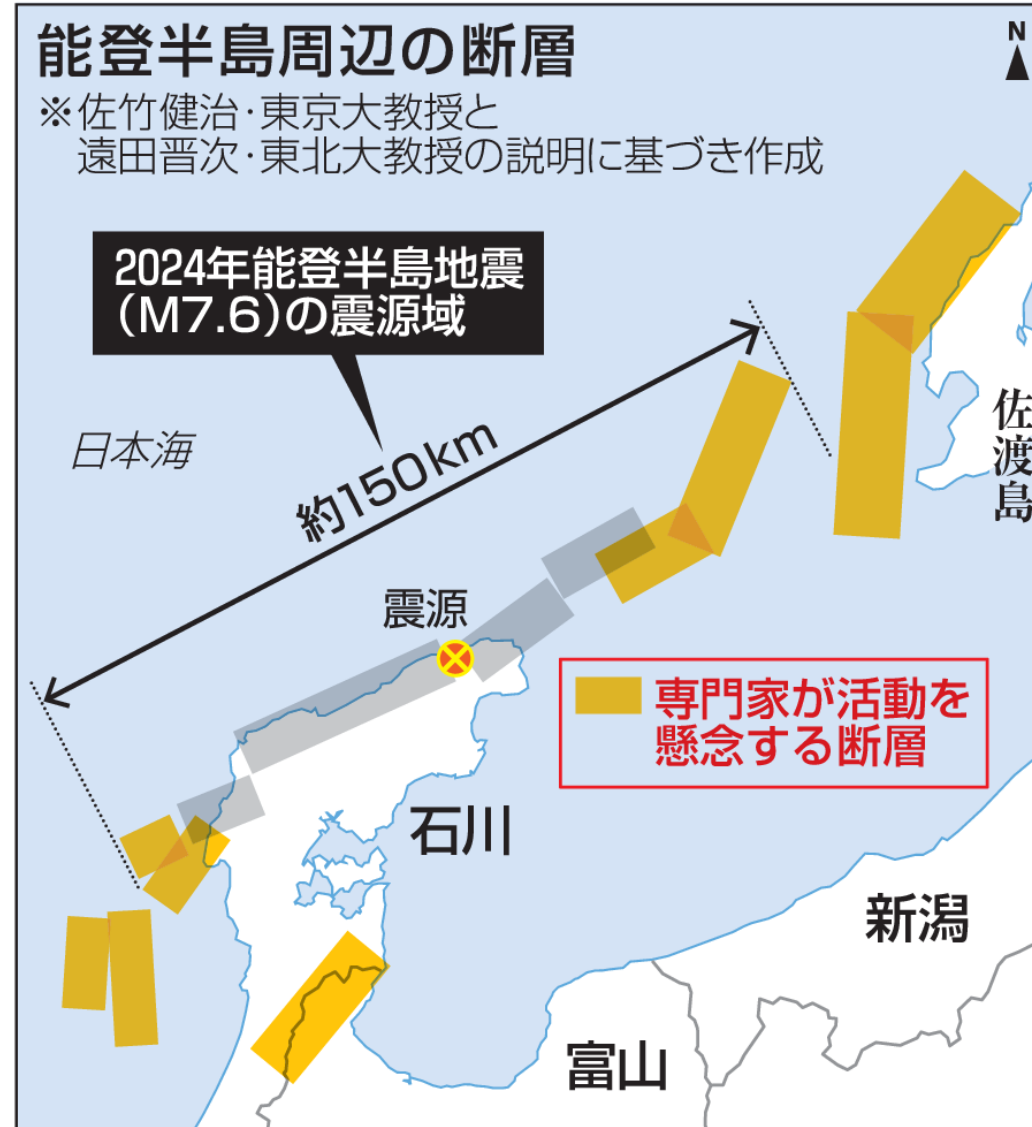
原発安全神話に対する闘い

- 地震
- 津波
- 火山
- 老朽化
- ヒューマンエラー
- 避難計画
- テロ、戦争
- 高レベル放射性廃棄物

地震問題 この13年間でわかったこと

- 2011年東北地方太平洋沖地震(M9.0)
これだけ広範囲の活動は誰も予測してなかった。
- 2016年熊本地震(M6.5, 7.3)
短時間のうちに震度7の揺れに連続して襲われることがある。主断層の活動によって多数の副断層が動く。
- 2018年北海道胆振東部地震(M6.7)
活断層が認識されていなくても大地震が起こる。
- 2024年能登地震(M7.6)
流体が地震の原因になる。群発地震の後でも大地震が起こる。
活断層の把握、連動の判断は難しい。

2024年能登半島地震震源断層



**幸運1
志賀原発
は、震度7
を免れた**

**K-net富来観測
点 2828ガル**

**志賀原発地下2
階 399ガル**

富来観
測点

志賀原
発

詳細図

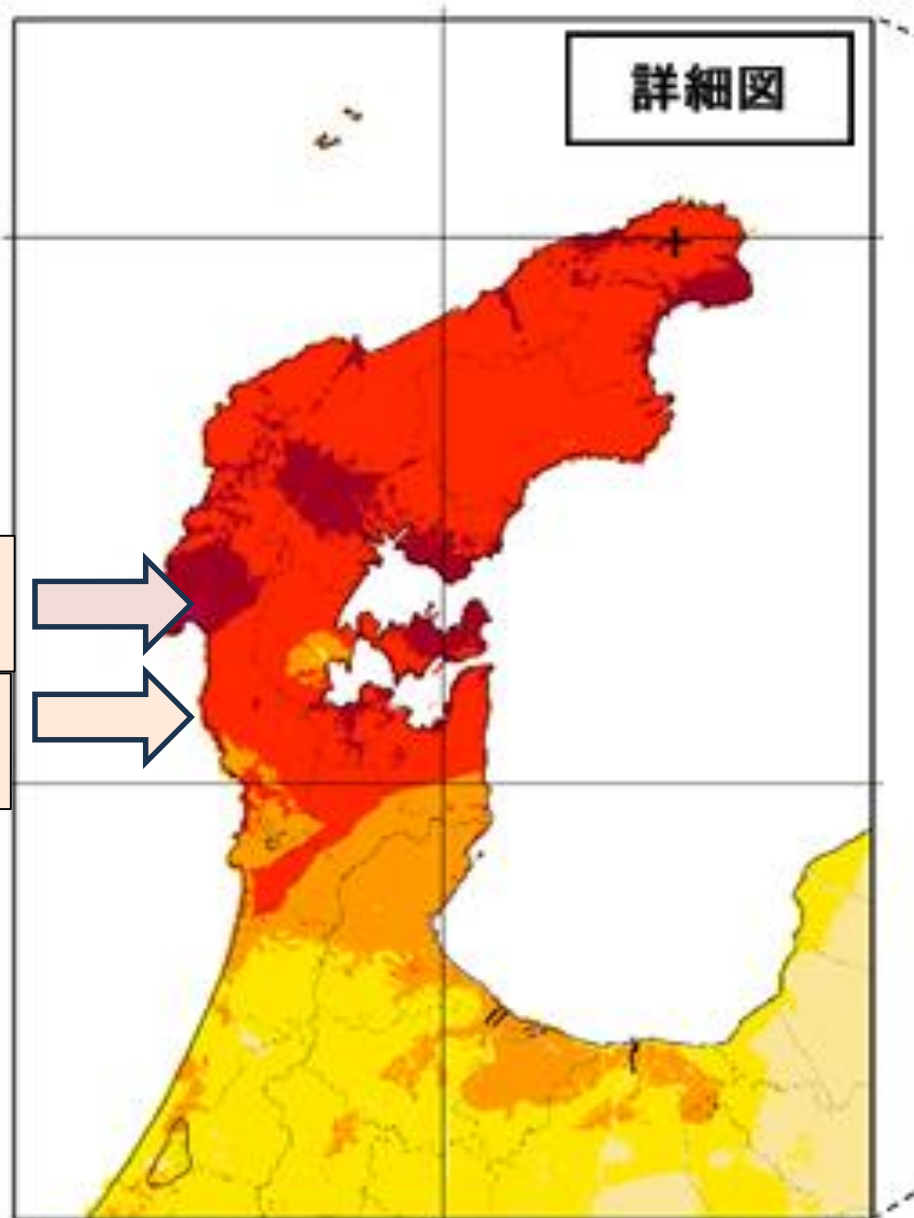
37.5

136.5

137.0

137.5

気象庁HPより



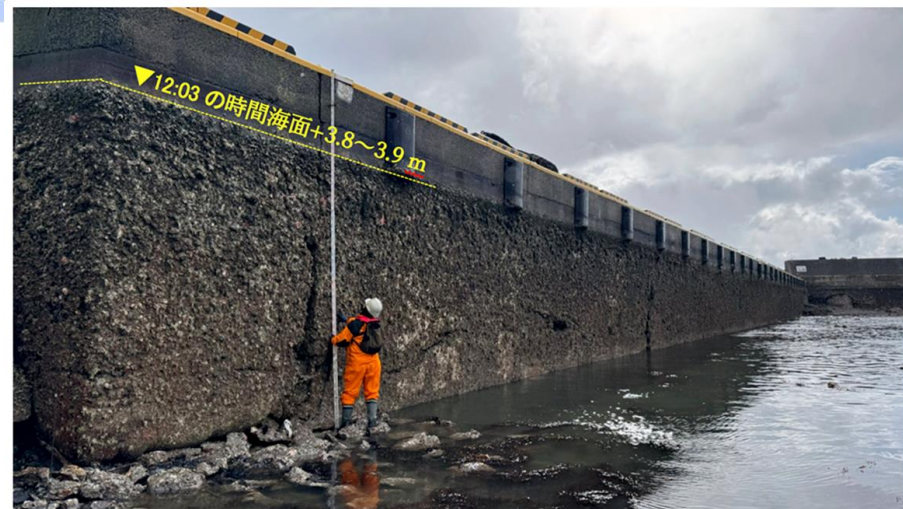
SAR強度画像で捉えられた沿岸域の陸化域



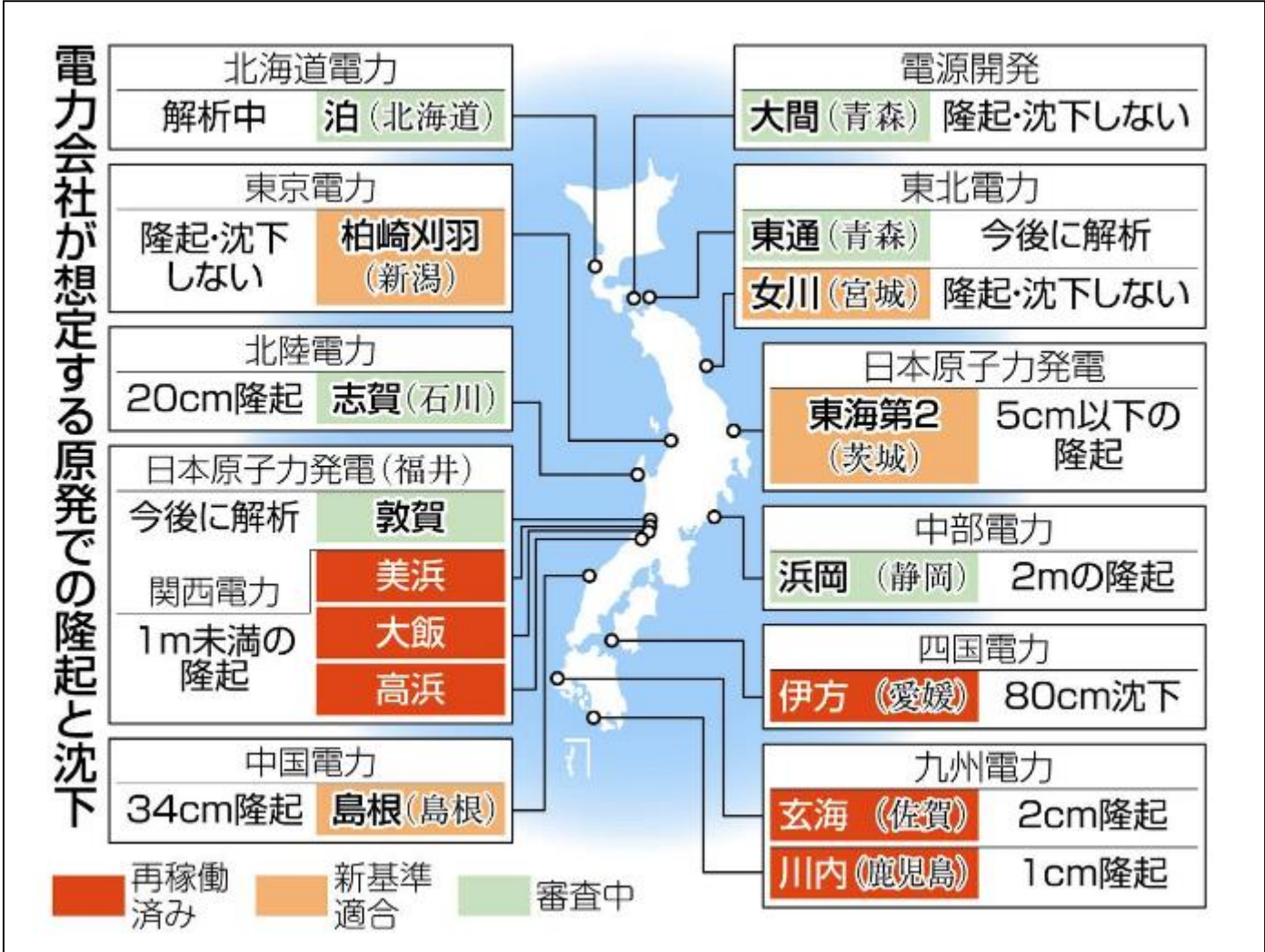
[解析範囲全域の強度画像・RGB画像を地理院地図で閲覧](#)

幸運2

**志賀原発
敷地は大きな隆起を
免れた**



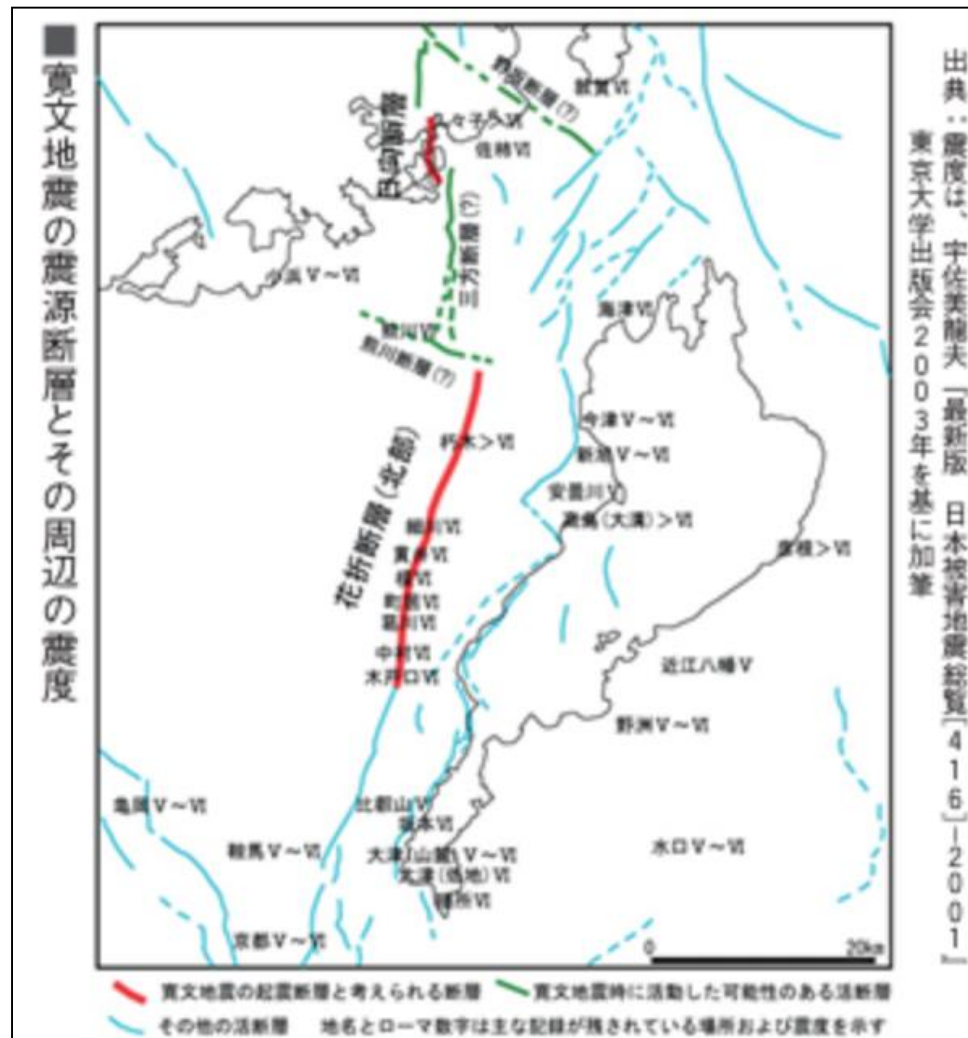
各原発での隆起想定



寛文2年(1662年)近江・若狭地震

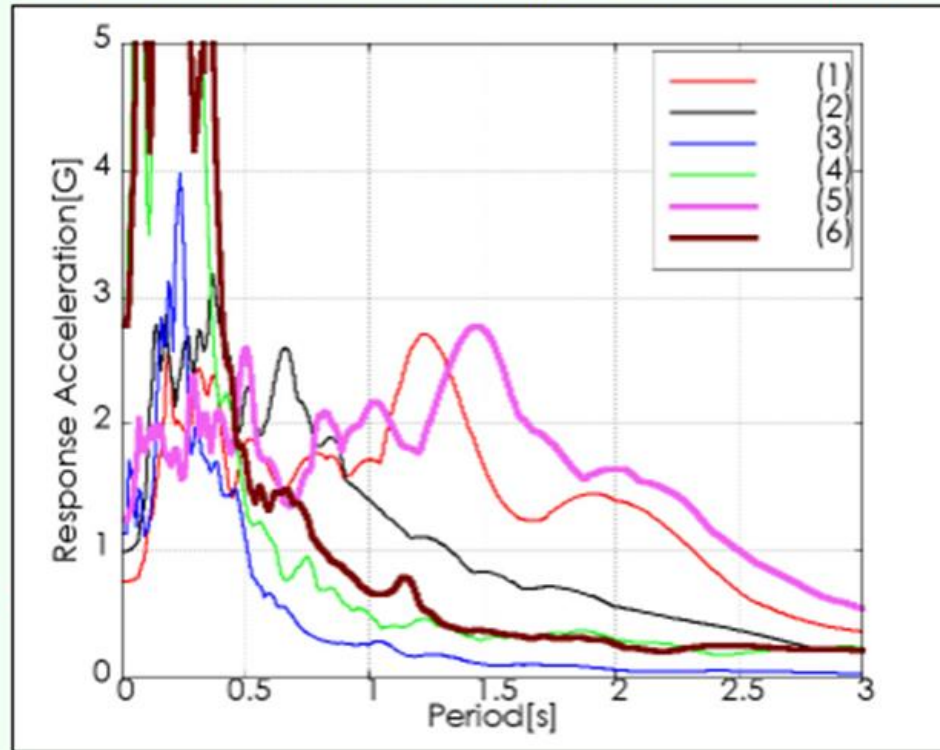
日向断層をはさんだ東側の地盤が幅数kmの範囲で最大3~3.6m隆起し、その西側の地盤を沈降させた。

広報ぼうさいNo32
2006/3



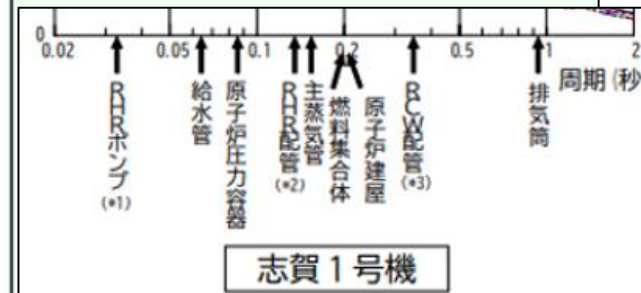
幸運3 とんでもない短周期地震動に襲われなかった ~富来観測点の地震記録の特徴~

また、特に震度の大きな弾性加速度応答スペクトルを過去の強震記録と比較して示す



京大 境有紀先生のHP

周期0.5秒以下では5Gをはるかに突き抜けている。
境先生「12Gだった」



(1)兵庫県南部地震JR鷹取(2)新潟県中越JMA小千谷(3)三陸南JMA大船渡

(4)東北地方太平洋沖地震K-NET築館 (栗原市震度計) (5)K-NET穴水 (6)K-NET富来

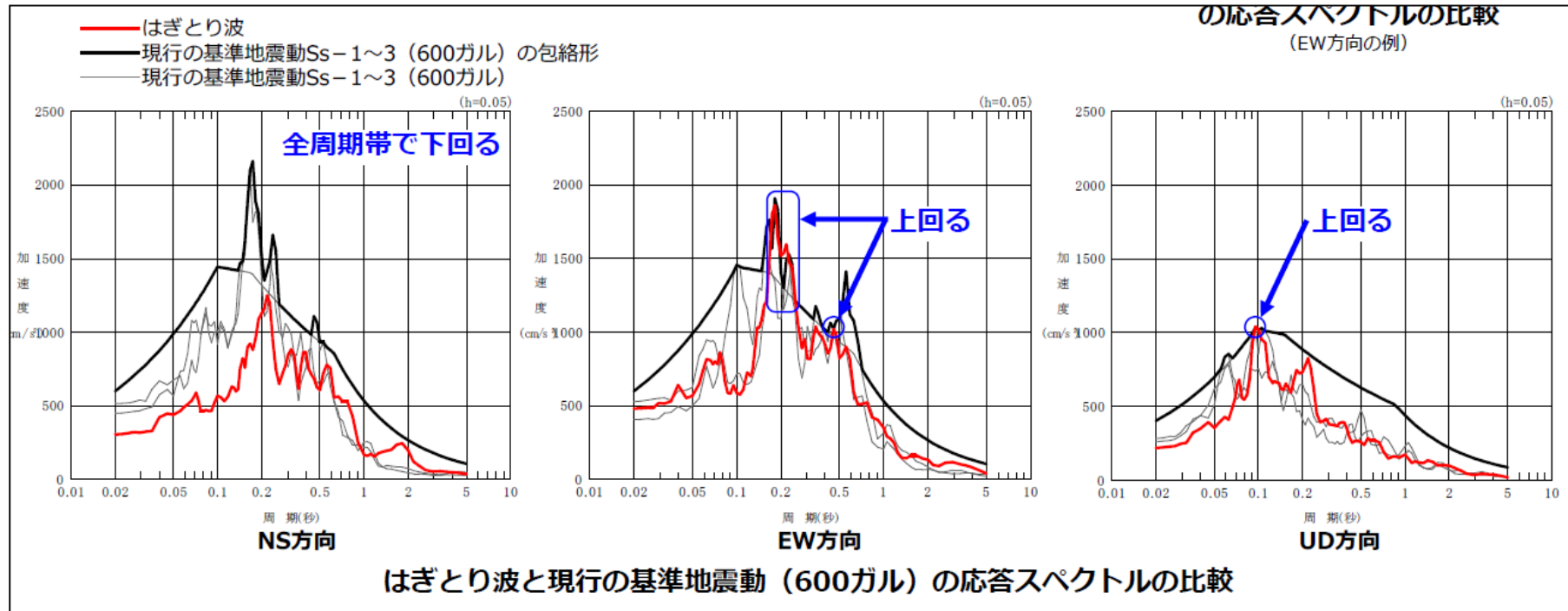
志賀原子力発電所では？ トラブル多数だが大事故には至らず



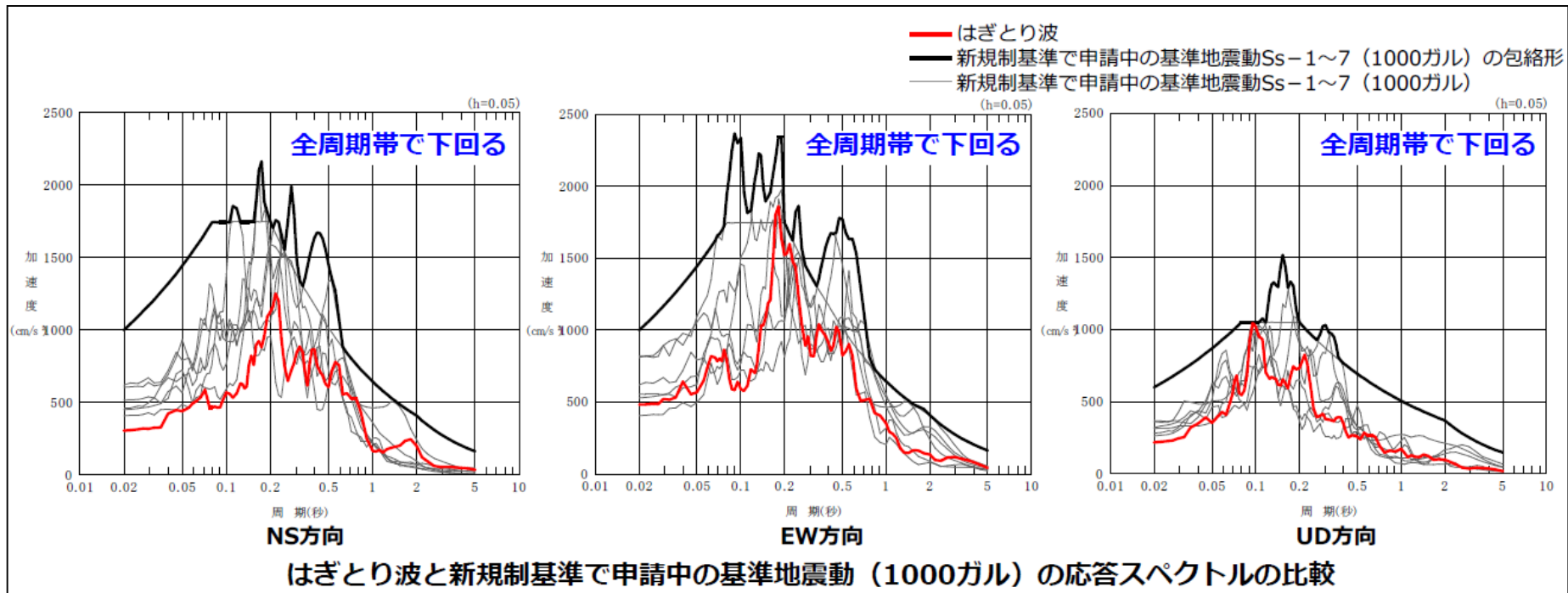
- ・変圧器からの油漏れ(2万3300リットル) 修復のめど立たず。
- ・外部電源一部喪失
- ・使用済み燃料プールから水の飛散等のトラブルあり

北陸電力は2か月以上にわたって報道陣、国会議員、地元自治体の立ち入りを拒んだ➡何をしていた???

北陸電力 現行基準地震動(600ガル)と剥ぎ取り波の比較



北陸電力 申請中の基準地震動 (1000ガル)と剥ぎ取り波の比較



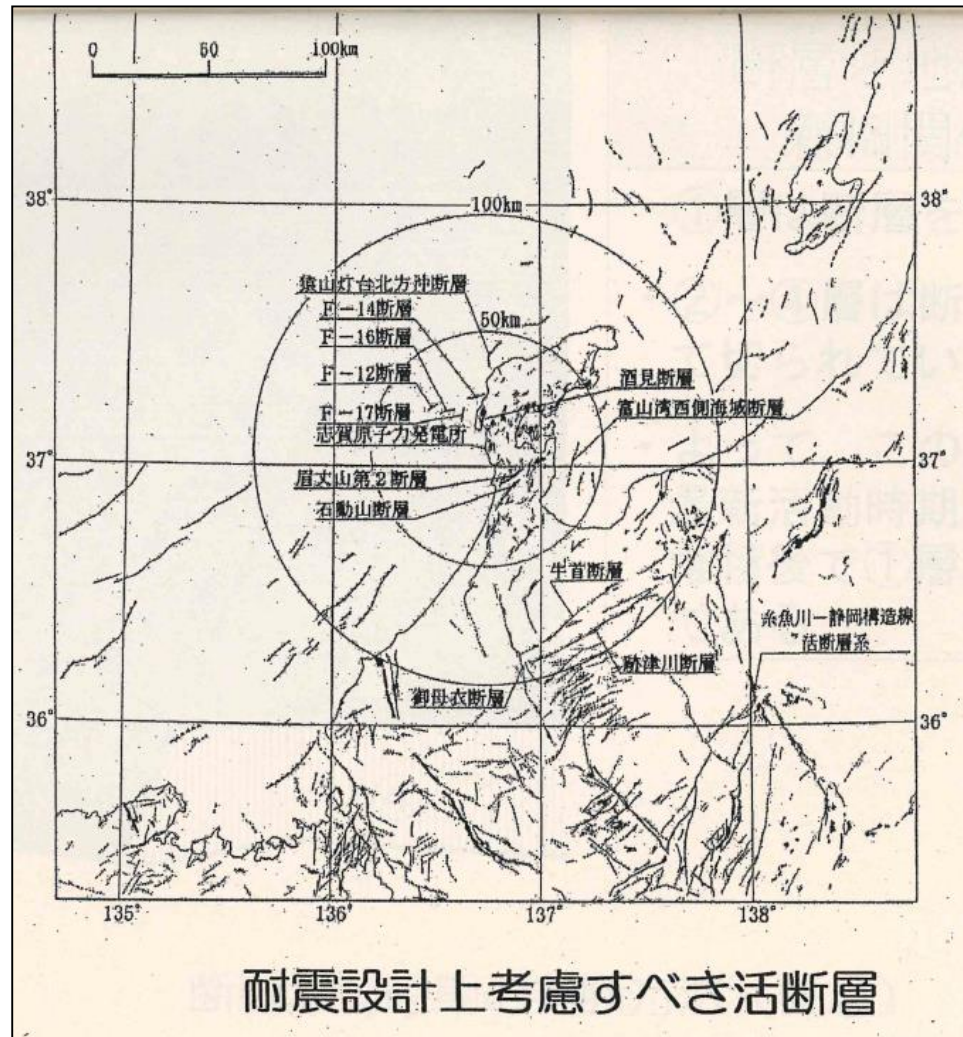
たかだか震度6弱の揺れで、周期0.2秒で1800ガルを記録し、Ss-1を上回った。

教訓1 地震のことはまだよくわかっていない。例えば、①活断層の存在、規模

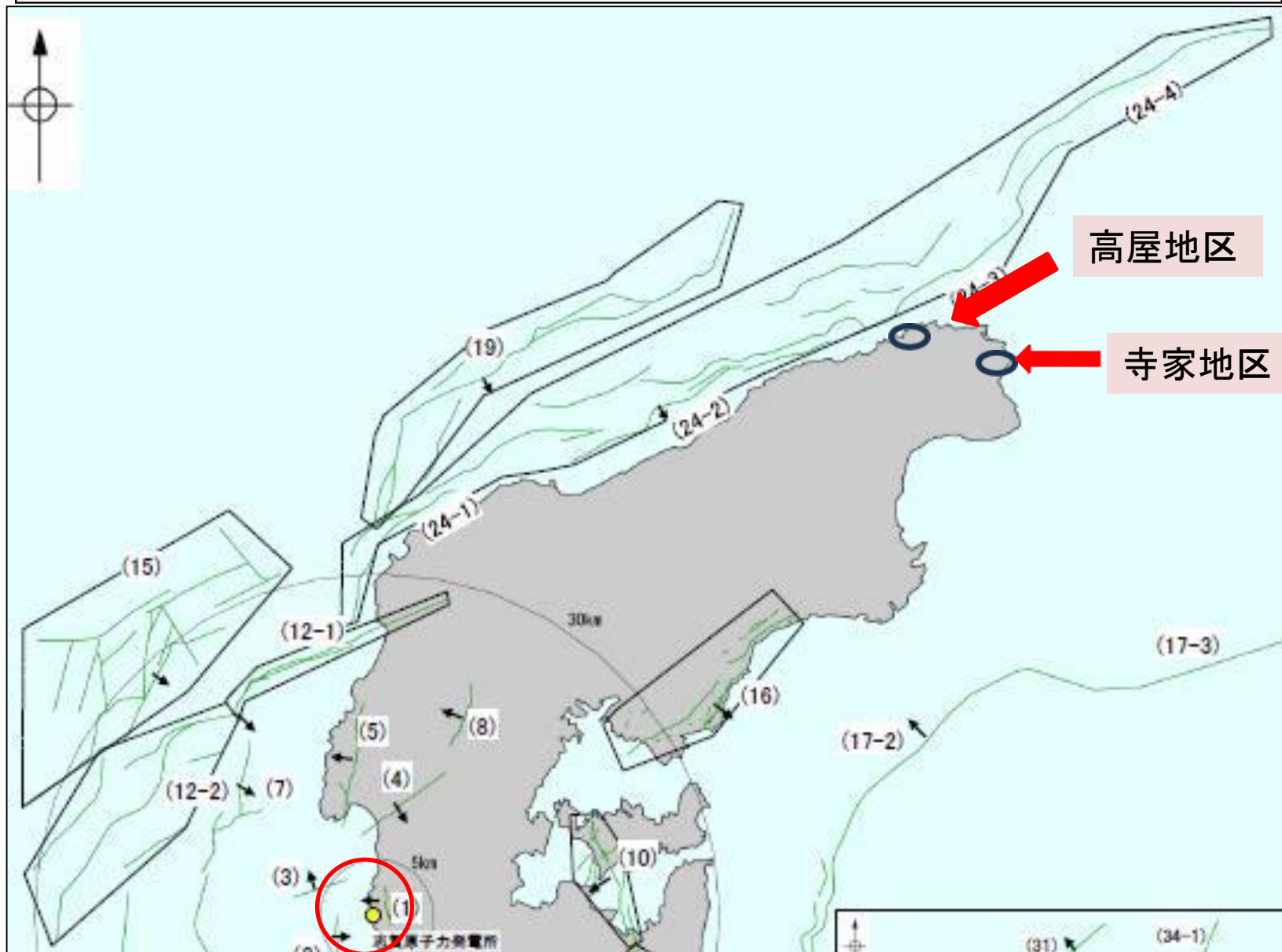
2006.3.24志賀2号機運転差止め判決の別紙

裁判で問題となったのは、陸域の邑知潟断層帯の評価だった。

1993年能登半島沖地震(M6.6)があったのに？



北陸電力が原子力規制委員会に呈出した図面



珠洲の人たちは日本を救った

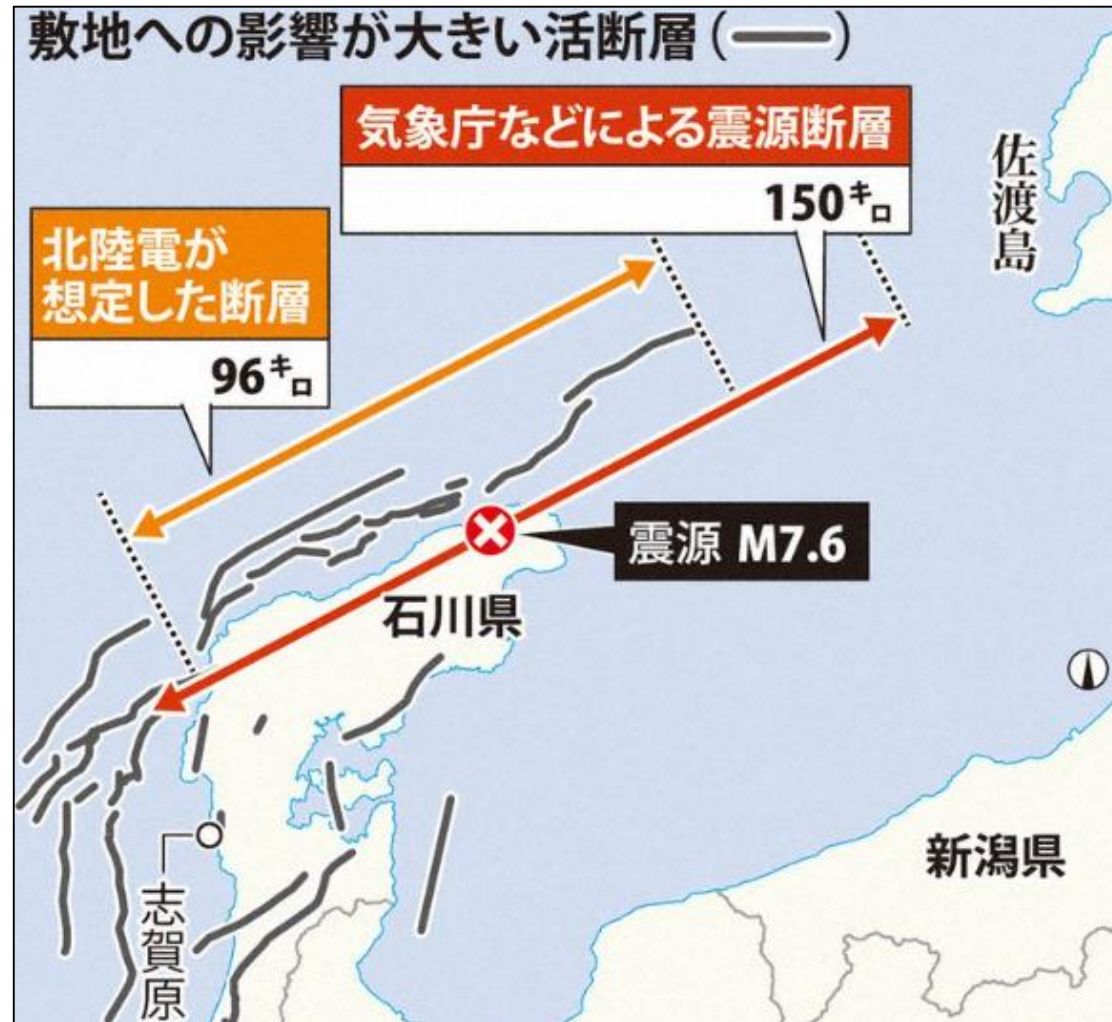
- 関西電力、中部電力、北陸電力が1000万Kwの原発基地を建てる計画だった。100万kw級原発であれば10機
- 予定地は高屋地区、寺家地区。高屋地区は今回のM7.6の地震の震源だった。
- 当時、電力会社も、誘致に動いた人たちも、能登半島北側海域の活断層の存在を知らなかった!!

陸域で未知の活断層が動いた 珠洲市若山川沿い



朝日新聞デジタルより

教訓1 例えば、② 活断層の連動の可能性



毎日新聞より

20km離れた陸域断層と連動した？

～今までの基準「松田の基準」は5km～

トップ > 社会 > 災害・気象 > 記事

能登地震 震源断層と別の断層“連動”か 専門家「今まで前例ほぼない」

[2024/01/25 12:32]

ABEMA news/

震源断層と別の断層が「連動」か

NEWS



関電の連動想定



関電が認める連動

- 1 FO-A~FO-B~熊川断層
- 2 大陸棚外縁~B~野坂断層
- 3 和布~甲楽城
- 4 ウツロギ峠北方~池河内
- 5 浦底~内池見
- 6 甲楽城~浦底~池河内~柳ヶ瀬山

纈纈一起先生の発言 岩波「科学」

- 地震という自然現象は本質的に複雑系の問題で、理論的に完全な予測をすることは原理的に不可能。
- 実験ができないので過去の事象に学ぶしかない。
- 地震は低頻度の現象で、学ぶべき過去のデータが少ない。
- これが地震学の「三重苦」。
- 真に重要なものは日本最大か世界最大に備えていたかどうかしかない。

野津厚先生意見書

東海第二原発訴訟で水戸地裁提出

強震動研究およびそれに関連する研究分野では、これまでの数十年間、被害地震が起こる度に、それによって知見が塗り替えられてきて、パラダイムシフトが繰り返しておきてきた。

強震動研究はまだ原子力発電所の安全性の保証に活用できるほどには成熟していない。

今後も『考えてもいなかったような場所で』『考えてもいなかったような規模の地震が』『考えてもいなかったような起こり方で』起こり、それによってパラダイムは変わっていくと考えられる。

強震動研究の成果を活用して原子力発電所の安全性を保証することは現段階では不可能である。

それでもなお、原子力発電所の耐震検討に強震動研究の成果を活用しようとするのであれば、現状のパラダイムの下で想定される地震あるいは地震動を考えるだけでは不十分であり、物理的に確実に否定できるシナリオ以外のあらゆるシナリオを考えるべきである。

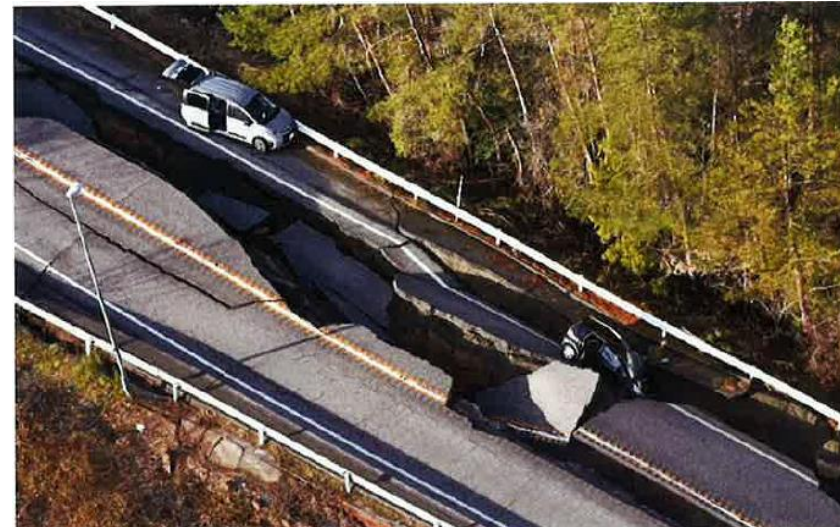
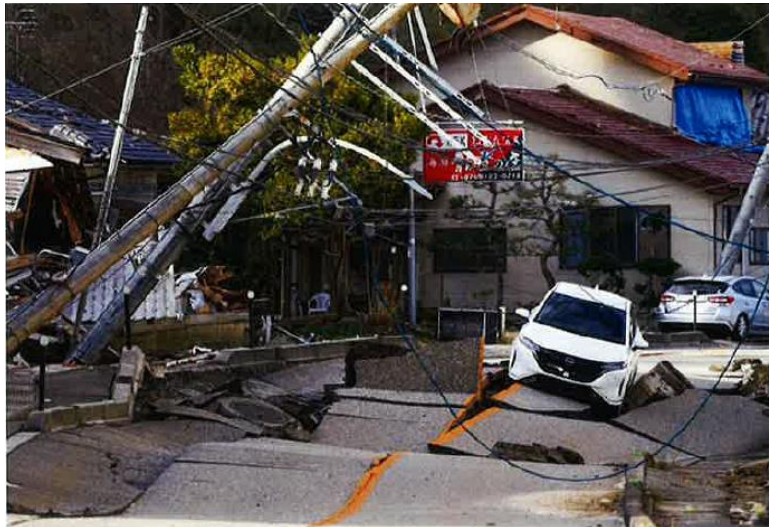
教訓2 避難計画は絵に描いた餅



屋内退避が
できない



**避難もできない。
道路は寸断**



空路もダメ、海路もダメ



中日新聞より

奥能登の人々は南に避難できない。



自ら被災した自治体職員は、地震被害対策、津波被害対策で精いっぱい、それ以上、被ばく対策までする余力はない。

モニタリング ポストの欠測

SPEEDIを使わない
以上、実測値が把握
できなければ、
避難指示、安定ヨ
ウ素剤の配布等、
何の対策もとること
ができない。

東京新聞より



避難計画問題

実効性のある避難計画がないことは、それ自体で原発運転差止め事由にならないのか？

【電力会社】

【今までの裁判例】

1層～3層に問題があることが立証できなければ、5層の不備は問題にならない。

国際原子力機関（IAEA）が求める深層防護体系

	防護レベル	目的
プラントの 当初設計	レベル1	異常運転や故障の防止
	レベル2	異常運転の制御及び故障の検知
	レベル3	設計基準内への事故の制御
設計基準外	レベル4	事故の進展防止及びシビアアクシデントの影響緩和を含む、過酷なプラント状態の制御
緊急時計画	レベル5	放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和

2021.3.18 水戸地裁東海第二原発判決

- 自然現象を確実に予測できない。絶対的安全性を要求できない。

➡原発の安全性は、第1層から第5層を確保することにより図るものとされている。いずれかが欠落していれば、その原発は安全であるとは言えず、周辺住民の人格権が侵害される具体的危険があるというべきである。

2022.5.31 札幌地裁泊原発判決も同旨

多重防護の考え方は実は社会通念

1 船舶安全法

救命設備を備えていなければ、どれだけ船舶本体の安全性を高めても、航行の用に供することは禁じられている。

2 航空法

非常脱出用スライドを備えていなければ、どんなに航空機本体の安全性を高めても、航空の用に供することは禁じられている。

これを否定する判決の考え方はこうである。

救命ボートを積んでいない船舶が出航しようとしているので、航行の差止を申し立てた事例において、「原告は、今回の航海で海難事故が起こる具体的危険があることを立証していないから、救命ボートを積んでいなくても、その航行を差し止めない。」というもの

➡それでいいのか。海難事故の可能性がゼロではない以上、救命ボートを積んでいないこと自体が具体的危険ではないか。

他の国が原子力発電をしても、日本だけはしてはならない。 「世界の原子力発電と震源」(金沢大学土井妙子先生作成)

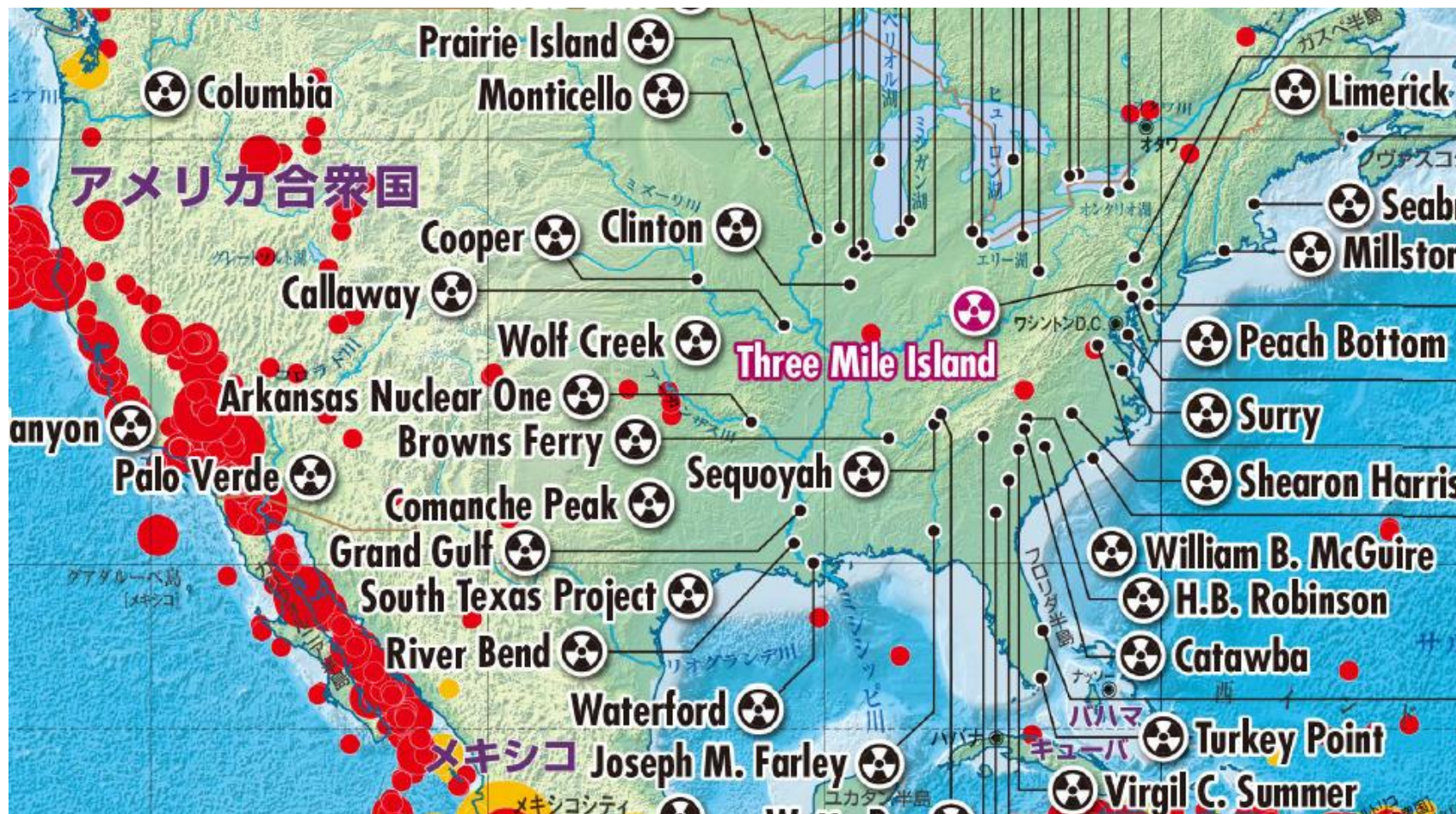
世界の原子力発電所と震源(2022)
Nuclear power plants and epicenters of earthquakes around the world (2022)



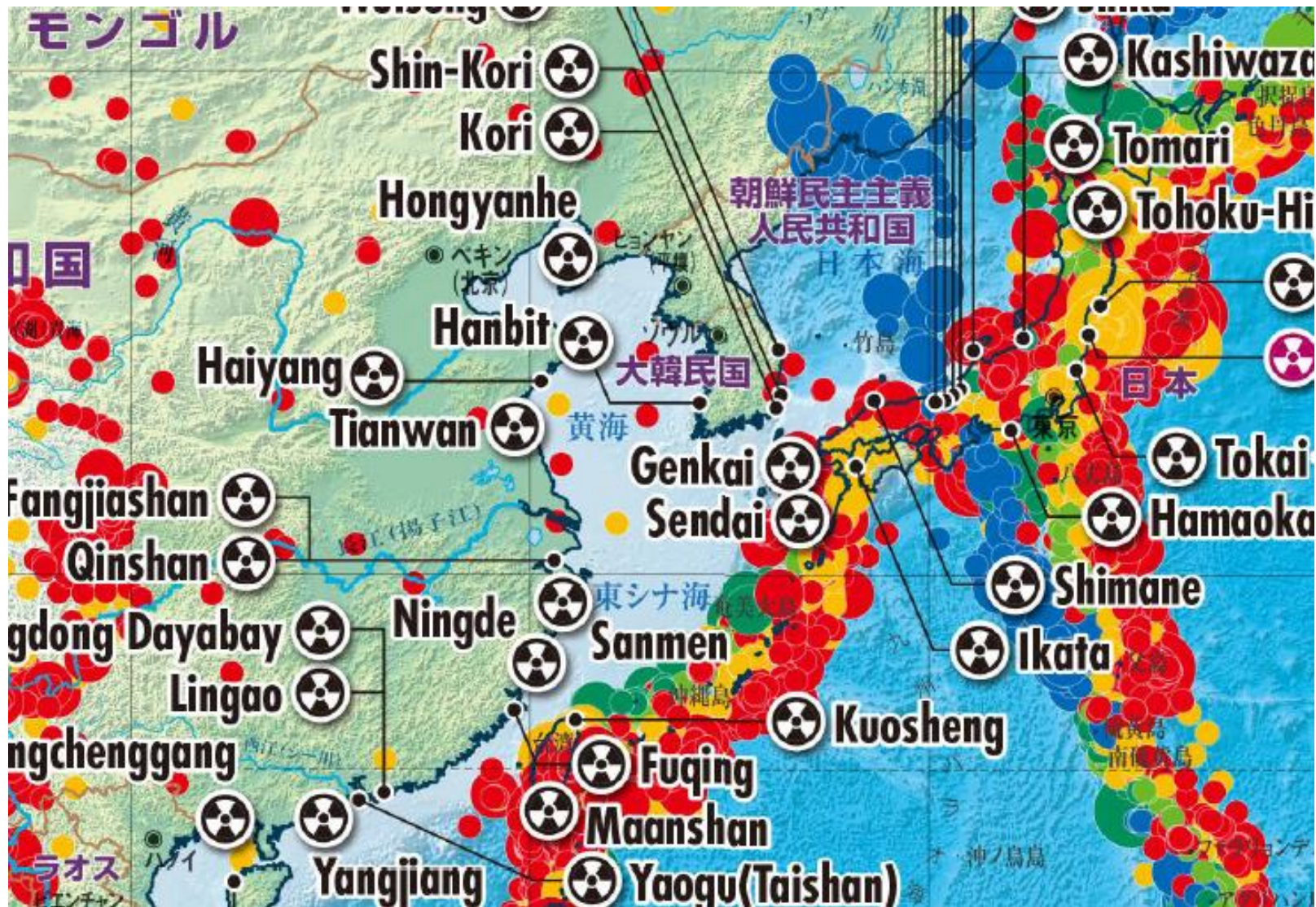
うち、ヨーロッパ部分



うち、アメリカ西海岸部分



うち、極東部分



第3 被ばく安全神話に対する闘い

権力者たちがしたこと

- 低線量被ばく、内部被ばくのリスクの無視・軽視
いきなり基準を20倍、80倍に上げる。
- 低線量被ばく者を被害者として認めない。⇒区域外避難者の苦難
- 被ばくによる健康被害の徹底的否認。⇒小児甲状腺がん患者の苦しみ
- 復興の外形をつくる(避難者を見えなくする)⇒応急仮設住宅からの追いだし
- 放射性物質の拡散政策、被ばくに慣れさせる⇒汚染水の海洋放出、汚染土の利用政策

わかな15歳



C先生の話

「3月16日の日ね、合格発表だったでしょ。あの日、私、校長先生に合格発表しないでください、って言いに行ったの。でもね、校長先生は『いや、やる』と言ったの。『どうしてですか』と聞いたら、『やらないと俺の首が飛ぶ』って言われたの…。あの日、みんなのことを被ばくさせちゃってごめんね…」

福島県内各地方 環境放射能測定値		
月日	測定時刻	県北・福島市
平常値		0.04
3月16日 (水)	11:10	18.70
	11:20	18.80
	11:30	18.40
	11:40	18.50
	11:50	18.30
	12:00	18.40

**平常値
の400倍**

誰が何の意図で、校長にここまで圧力をかけたのか？

行政の施策

3/16 県立高校合格発表実施

3/20 山下講演開始
(100mSv/年までOk、100 μ Sv/
時までOK 子どもは外で遊ば
せろ)

3/29 福島県教育長が中通り、
会津の県立高校の始業式を4
月8日と通知

4/19 文科省の20mSv通知

黒い雨と白い雪



3/12 1号機爆発

3/14 3号機爆発

3/15 4号機爆発、2号機
格納容器破損
福島市の線量が20 μ Sv/
時を超える

3/17 アメリカ80km圏外
に避難勧告

3/25 近藤駿介原子力委
員会委員長が総理大臣
に最悪のシナリオを提出

客観的な事 実経緯

時系列

**年100
mSv安全
論の流布**

- 3/15 放射性物質大量放出
- 3/16 県立高校合格発表戸外実施
- 3/20 山下俊一講演開始
- 3/24～3/30 子どもの甲状腺検査1080人に実施して打切り
- 4/6 県内小中学校で始業式実施(75.9%の学校の空間線量が放射線管理区域の基準を超えていた)
- 4/11 計画的避難区域の基準として年20mSvを採用
- 4/19 文科省年20mSv通知発出
- 4/29 小佐古敏荘内閣官房参与涙の辞任会見
- 12/6 原賠審中間指針追補公表 区域外避難者に被ばく不安による避難の合理性認めず(子どもと妊婦を除き)
- 12/26 年20mSv基準に基づき避難地域の再編

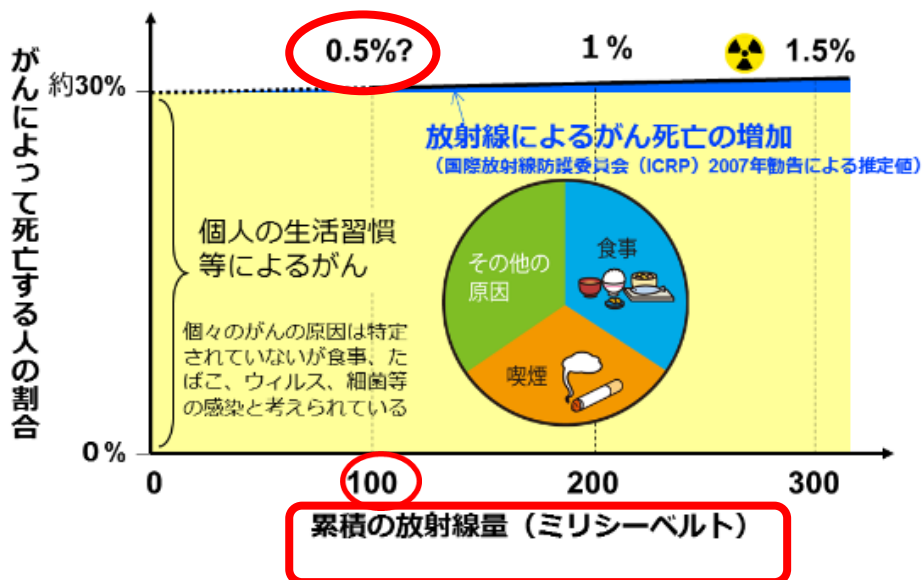
基準の整理

- **年50 μ Sv (0.05mSv)** 原発事業者に課せられた目標値
- **年1 mSv** 一般公衆の被ばく限度
- **年5.2mSv** 放射線管理区域の基準
- **年20mSv** 被ばく労働者の被ばく限度(5年で100mSv)
- **年100mSv** 被ばく安全論者のいう健康被害がない基準(福島原発事故後)
- **累積100mSv** 被ばく安全論者のいう健康被害がない基準(福島原発事故後)

第3章 放射線による健康影響
3.4 リスク

低線量率被ばくによるがん死亡リスク

リスク 低線量率被ばくによるがん死亡リスク



閉じる

国際放射線防護委員会 (ICRP) では、大人も子供も含めた集団では、100ミリシーベルト当たり0.5%がん死亡の確率が増加するとして、防護を考えることとしています。これは原爆被爆者のデータを基に、低線量率被ばくによるリスクを推定した値です。

年100mSv?
累積100mSv?

大手メディアも同一歩調



滋賀弁護士会 井戸 謙一 (60歳・滋賀県彦根市)

政府は、福島第一原発事故で放出された放射性物質による年間積算線量が20ミリシーベルト以下で低線量被ばくは健康被害を求めない政策を着々と進めている。他方、福島県では小児甲状腺がん患者(疑いを含む)が103人も発見され、福島県や周辺地域で居住している人たちの間では長期低線量被ばくに対する不安も根強い。今わが国では、長期低線量被ばくによる健康被害の危険性をどう見るかが大きな社会問題となっている。

本稿は、危険性の有無を述べるのが目的ではない。その前提たる知識を多くの人が誤解していることを指摘し、前向きな議論を進めるために、その誤解を解くことを目的とするものである。

◆ ◆ ◆

長期低線量被ばくの危険性を軽視する人たちは「100ミリシーベルト以下の被ばくでは健康被害があるという証明がなされていない」と主張する。正しくは健康被害があるかどうか「証明されていない」であるのに、健康被害が「ない」かのような言説が広まっているのは、健康被害が証明されていないとされる被ばく量は「年100ミリシーベルトではなく「1000ミリシーベルト、すなわち累積線量(生涯において受ける線量)である」ということである。

平成23年11月、内閣官房に「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が組織された。同年12月22日付で公表された同グループの報告書では、「国際的な合意に基づき科学的知見によ

被ばく量と健康被害

「1年に100ミリシーベルト」は誤解

これは、放射線による発がんリスクの増加は100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しい」と書かれている。「年100ミリシーベルト以下」ではないことに留意していただきたい。厚生省のホームページには、もっと分かりやすく「実際に放射線を被ばくした人々の実際の疫学データに基づいて、生涯における、自然放射線による被ばく以外の被ばく量が100ミリシーベルト未満で、健康上の影響が出ることには科学的には確かめられていません」と書かれている。

◆ ◆ ◆

ところが、健康被害が証明されていないとされる線量について、一部の専門家と呼ばれる人たちが意図的に「年1000ミリシーベルト」を誤解している人が多し。新聞記事でも目立つし、裁判官や弁護士、原発反対の運動をしている市民の中にも誤解している人が多いのである。

◆ ◆ ◆

健康被害が証明されていないとされる被ばく量が「年1000ミリシーベルト以下であれば、政府が住民を帰還させようとしている「年2000ミリシーベルト」以下の土地で生活しても健康被害のリスクはない」という帰結になる。しかし「累積1000ミリシーベルトであれば、年2000ミリシーベルトを下回った土地で5年余りの期間生活すれば、累積1000ミリシーベルトに達するのだから、安全性を説明しなければならぬ。政府は、その場合の健康被害について、線量率効果(同じ1000ミリシーベルトの場合でも長期間にわたって被ばくした場合に短期間で被ばくした場合よりも健康影響が小さい)を指摘するが、明確な数値を示しているわけではない。多くの市民が「年1000ミリシーベルト」と誤解していることは政府にとって都合なのである。

長期低線量被ばくは福島だけではなく、日本列島に住む全ての人の問題である。正しい知識を前提に、この問題を考えたい。(投稿)

山下俊一証言➡「その前後の年は被ばくをしないことが前提だった。」

年間100ミリシーベルトの宣伝は早期から

放射線、年100ミリシーベルトで人体に影響

2011年3月12日 19:43



放射線は大量に浴びると細胞の遺伝子が傷つきがんなどの病気を引き起こす。放射線を体に受けることを被曝（ひばく）といい、量はシーベルトと呼ぶ単位で表す。

地球上で生活していれば1年間に2.4ミリシーベルト前後の放射線を自然に受ける。医療でも、例えば胃のX線検診1回では0.6ミリシーベルトの放射線を受ける。これ以外に人間が1年間に浴びる放射線量の基準は1ミリシーベルトまでとされている。実際に人体に影響が及ぶのは年間100ミリシーベルト前後とされる。

東京電力福島第1原発1号機周辺で測定した1時間に1.015ミリシーベルトという量は年間の限度に相当する。1986年4月のチェルノブイリ原発事故では、原発作業従事者約20万人が100ミリシーベルト、発電所近くの27万人が50ミリシーベルトの放射線を受けたといわれる。

2011.4.29 小佐古氏涙の記者会見



年間20mSv近い被ばくをする人は、約8万4千人の原子力発電所の放射線業務従事者でも、極めて少ないのです。この数値を乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたいものです。小学校等の校庭の利用基準に対して、この年間20mSvの数値の使用には強く抗議するとともに、再度の見直しを求めます。

山下俊一氏が果たした役割と法廷での弁明

【講演内容】

- 100mSv/年までは安全
- 100 μ Sv/時までは安全
(後に、10 μ Sv/時の間違いであったと訂正)
- 子どもは外で遊ばせろ マスクは不要

【法廷での弁明】

毎年100mSvずつの被ばくをしても安全だという趣旨ではない。

「100 μ Sv/時までは安全」と言ったのは間違いだった。あとで指摘されて気づいた。

【井戸の理解】

彼のミッションは、区域外避難者を可能な限り減らすことだった(当時福島市は10 μ Sv/時以上の線量を記録していた)



長崎の被ばく2世
クリスチャン
チェルノブイリで住民の治
療支援にあたる。
長崎大学副学長

危険を知らされなかった人たち

- 津島に避難した子どもは戸外で遊び、雪を食べ、井戸水を飲んだ。
- 給水車の列や、スーパーの列に子どもを長時間並ばせた。
- 近くの小川まで子供を水くみに行かせた。
- 子どもを墓参りに連れて行った。
- 乳児を幼稚園の園庭に降ろして遊ばせた。
- 家庭菜園の野菜を食べた。友人にも食べさせた。実家でとれたタケノコを食べた。井戸の水を子どもに飲ませた。
- マスクもしなかった。
- 避難が遅れた。

子ども脱被ばく裁判の原告らの陳述から

作り上げられた被ばく安全神話

- 年100mSvまでの被ばくでは健康影響はない。
- まして年20mSvまでの被ばくでは健康影響はない。
- 福島原発事故では人々は年20mSvまでの被ばくしかしていない。
- だから、福島原発事故では住民の健康被害はない。
- 体調の悪い人がいるのは、放射線恐怖症である。

- 区域外から避難する必要はなかった。
- 子どもたちを保養に出す必要もない。
- 人々は被ばくを過度に恐れすぎている。
- 被ばくに対する不安を喧伝することは、福島に住んでいる人を不安にさせるからやめるべきだ。

WHO「日本内外の一般住民への予測されるリスクは低く、識別できる自然発症率以上の発がん率の増加は予想されない。」

UNSCEAR「福島第一原発事故の放射線被曝は、即座の健康被害を引き起こさなかった。そして将来にわたって一般市民、原発事故作業員の大半の健康に影響をおよぼす可能性はほとんどないだろう。」

年20mSv安全論は暴論である

1 LNTモデルは国際的合意事項

累積100mSvの被ばくで0.5% (1000人中5人) ががん死する (ICRP)。

2 他の公害物質に対する規制との比較

放射性物質は、公害物質でありながら、他の公害物質とは異なり、特別に保護されてきた。そこに大きな矛盾がある。

日本における公害規制の歴史 (放射性物質の特別扱い)

- 1967年8月3日 公害対策基本法成立
放射性物質適用除外(原子力法の定めるところによる)
国は、環境基準、排出規制基準をもうける。
- 1993年11月 環境基本法成立
放射性物質適用除外条項を引き継ぐ
- 2012年6月
環境基本法改正(放射性物質の適用除外条項を削除)
⇒しかるに、未だに放射性物質についての環境基準が未制定

閾値のない物質についての環境基準の考え方

- 閾値のない物質の環境基準を 10^{-5} (10のマイナス5乗) の生涯リスクレベルとする。

(例)ベンゼンの土壌溶出量基準 $\rightarrow 0.01\text{mg/l}$ 以下

~70年間1日2Lの地下水を飲用してリスク増分が10万分の1~

ベンゼンの空間基準 $\rightarrow 0.003\text{mg/m}^3$

~70年間この空気を吸入してリスク増分が10万分の1~

- これは国際標準

(例)WHOの飲料水の水質ガイドラインは、生涯リスク 10^{-5} を目標としている。

あるべき放射性物質に関する環境基準は？

- 放射性物質は、閾値のない毒物
- ICRP(国際放射線防護協会)によれば、累積線量100mSvの(長期低線量)被ばくによってガン死亡の確率が0.5%増加する。
- ガン死亡増加率を 10^{-5} (10万人に1人)にするためには、累積線量(生涯線量)を0.2mSvに抑えなければならない。

$$100\text{mSv} \times 0.001\% \div 0.5\% = 0.2\text{mSv}$$

生涯線量0.2mSvは、年0.00285mSv(年 $2.85\mu\text{Sv}$)

$$0.2\text{mSv} \div 70\text{年} = 0.00285\text{mSv/年} = 2.85\mu\text{Sv/年}$$

ちなみに、

年1mSv(生涯70mSv)ではがん死10万人に350人

年20mSv(生涯1400mSv)ではがん死10万人に7000人

**公害物質
の基準**

あなたは**7000倍**を受け入れますか？

毒物ベンゼンの
環境基準(大気汚染)
0.003mg/m³

毒物放射性物質の
避難基準(空間線量)
20mSv/年

生涯その環境下で生活
して発がん増加数が
10万人に1人

生涯その環境下で生活し
てガン死の増加数が
10万人に7000人

【環境省告示による 人生70年とする】

【ICRP勧告による 人生70年とする】

こんな環境下で住民を縛り付ける政策のために何が生じたか？

- 避難をせず踏みとどまっている住民を安心させなければならない
 ➡除染以外には、被ばくを少しでも避けるための措置をとらない(保養、食材等)。そんなことをすると住民に不安を与える(チェルノブイリ3国と正反対)
- 区域外避難者に対する支援は最小限。避難の必要がないのだから。早期の打ち切り(強制避難者との圧倒的な差別、裁判を起こしても是正されない。)
- 被ばくによる健康被害の頑強な否認(チェルノブイリで認められた小児甲状腺がんすら認めない)。認めると年20mSv政策の誤りを認めることになる。(チェルノブイリでは、IAEAですら被ばくによるがん死数を4000人と推定しているのに)
- 被ばくの不安をあおる輩を黙らせる。攻撃する(風評加害者)
- 福島では、皆が安心して生活していることにする(被ばくに対する不安を表現させない。)

これによって生じたこと➡

安全宣伝を信じる者と信じられない者の分断、信じられない者の孤立化

被ばく被害の訴えの抑圧 → 典型例 美味しんぼ問題

- 平成26年4月末 ビッグコミックスピリッツに「美味しんぼ福島の真実編」掲載
- 平成26年5月7日 双葉町・福島市⇒小学館に対して抗議文
- 平成26年5月8日 環境省見解公表
- 平成26年5月9日 石原環境大臣不快感表明
- 平成26年5月12日 大阪府知事・大阪市⇒小学館に抗議文
- 平成26年5月13日 根本復興相, 森消費者相, 太田国土交通相, 下村文科相らが相次いで批判
- 平成26年5月14日 福島大学学長 荒木田准教授に注意
- 平成26年5月17日 安倍総理が批判
(メディアの偏向)
- 平成26年5月21日, 23日 市民団体が抗議の記者会見

被ばくが原因あることを攻撃するだけでなく、鼻血が多発したという事実自体をデマだと攻撃した。⇒経験した事実さえ、口にできなくなった。

2014.5.21 福島集団疎開裁判の会 緊急記者会見



アピールの一部

福島第一原発事故後、住民の間で鼻血が多発したという多くの人が知っている事実を漫画に描いただけで、民間だけでなく、政府や公共団体からも激しくバッシングされるという今回のようなことがまかり通れば、**福島の親たちは、放射能に対する不安だけでなく、現実に体験した事実を語ることもできなくなります。**福島の人たちは、原発事故に何の責任もない被害者です。今回の政府、福島県、双葉町等による美味しんぼに対する攻撃は、故郷を追われ、職業を無くし、地域コミュニティを奪われ、家族がバラバラにされ、健康不安を抱え、先の見えない生活に疲弊している福島の人たちを、更に抑圧し、将来に対する不安も、現実に起こった出来事すら口にできない、そういう状況に追い込もうとするものです。私たちは、これに断固抗議します。

そして、市民の皆様には、こんな異常な社会の出現を許していいのかと問いかけたいと思います。これは、福島だけの問題ではありません。復興の妨げになるという理由で放射能に対する不安を口にできないこの国は、兵隊さんの士気の妨げになるという理由で、戦争が負けるのではないかと不安を口にできなかった70年前のこの国とどう違うのでしょうか。

これは、私たちがこの国をどんな国にしていくのかという1人1人に突きつけられた問題だと思えます。

2022.1月 小泉純一郎氏等5名の元首相の欧州委員会宛の書簡中の「多くの子どもたちが甲状腺がんに苦しみ」に対するバッシング

- ・ 細野豪志「科学的事実に対するだけでなく、福島の子若者に不安をもたらすことを強く危惧する。」
- ・ 有本香「長年政治家をやり総理にまで上り詰めても愚かな人はいる。」
- ・ 阿比留瑠比「恥さらし5人衆は福島の子若者の風評被害を増やし、永続させたいのか」
- ・ 福島県知事、山口環境大臣、西銘復興相、岸田首相、自民党、維新の会、国民民主党等から続々とバッシング

目的は何か⇒5人の元首相を黙らせることではない。目立つ動きを叩くことによって、被ばく被害者が声をあげることを諦めさせることこそが目的

報道特集に対するバッシング

2022.5.21 TBS報道特集(金平キャスター)がこの裁判を報道

・その直後から激しいバッシング

- ・TBS報道特集「福島で甲状腺がんが増えた」というデマに怒りの声
- ・最初から最後まで一貫して”科学的に間違い続けた番組”と言わざるをえない。
- ・明らかな捻じ曲げ、明らかな事実誤認。そのまま通せば後世の禍根となる。
- ・政治的な意図をモロに混ぜ込んだ報道特集
- ・立憲民主党がカネを出した

記者会見をすると、毎回多くの記者が集まる。しかし、大手メディアは報道しない。したがって、この裁判のことが社会的に知られていない。

政府の被ばく政策に対する闘い

- 1 多数の避難者訴訟(2023.6.17最高裁判決の不当、区域外避難者に対する認容額の圧倒的な低レベル)
- 2 区域外避難者に対する応急仮設住宅追い出し裁判(最高裁、東京地裁、大阪地裁等) 現在まで全敗
- 3 311子ども甲状腺がん裁判(東京地裁)
- 4 子ども脱被ばく裁判(最高裁)

国、福島県の無為無策によって子どもたちが無用な被ばくをしたことによる1人10万円の慰謝料請求

国の福島事故による被ばく政策がこのままかいつれば、年20 mSvを基準とする被ばく政策が、今後世界で起こる原発事故の際のスタンダードになってしまう。

何故低線量被ばく安全論が跋扈するか？

- ヒロシマ、ナガサキのときから
 - (1) 2045.9.6マンハッタン計画副責任者ファーレル准将の声明
「広島・長崎では死ぬべきものは死んでしまい、9月上旬に現在において原爆放射能のために苦しんでいる者は皆無だ」
 - (2) コリンズの証言(Nスペ「原爆初動調査 隠された真実」 2021.8.10)
「原爆調査に向かう前、責任者からこう言われました。『君たちの任務は、放射能がないことを証明することである』」。
 - 原爆を使い続けるためには「残虐な兵器」ではない必要があった。戦争終結後も人々が死ぬとしたら、それは「残虐な兵器」に当たる。そのため、被ばくによる健康被害の無視、軽視する必要があった。その系譜
ファンフォード、ネバダ、ビキニ、ウィンズケール、ウラル、スリーマイル、チェルノブイリ、フクシマ、レーガン…
- 核と人類は共存できない。軍事利用も平和利用も本質は同じ。**

最後に

- 日本は何故原発をやめないか。
 - 電力会社 当面の利益 今後も損はしないシステム
 - 国 核兵器を持つポテンシャルの維持
- 私たちが脱原発を求める主な理由
 - (1) 将来世代に対する責任(高レベル放射性廃棄物)
 - (2) 過酷事故のリスク(被ばくによる健康被害の問題)
- 新たな原発安全神話と闘うとともに、被ばく安全神話との闘いが重要
 - これは、歴史的、国際的問題であり、私たち自身が視野を広げ、世界で被ばく問題で闘っている人たちとつながっていく必要がある。